

### 3 資産管理事務

#### (1) 備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
消費生活センター	<p>1 大阪府消費生活センター（以下「消費生活センター」という。）は、平成24年3月に大阪府中央区大手前OMMビルから大阪府住之江区南港北ATC I TM棟（以下「ATC」という）へ移転した。</p> <p>移転の際に、備品台帳の保管場所をATC内の新しい設置場所の名称に変更しなければならないにもかかわらず、変更がなされていなかった。</p> <p>変更がなされていなかった備品の件数及び受入金額は下記表のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="587 814 1092 898"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>受入金額（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,195</td> <td>15,531千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 受入金額とは、購入金額もしくは所管替えの際の引継金額を指す。</p> <p>2 廃棄済みであるにもかかわらず備品台帳に残っているものが1件あった。</p> <table border="1" data-bbox="587 1098 1299 1182"> <thead> <tr> <th>備品名称</th> <th>受入金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現代行法規総覧</td> <td>144千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 備品に、備品シールが貼付されていないものがあった。</p>	件数	受入金額（※）	1,195	15,531千円	備品名称	受入金額	現代行法規総覧	144千円	<p>現状の備品台帳は現在の所在との乖離があるため、消費生活センターの実態に合った備品実査の方法を検討し、計画的に備品の実態を把握されたい。</p> <p>また、廃棄等により現物がない備品については、適宜、備品台帳から削除されたい。</p>	<p>1 名称変更されていなかった1,195件全件の備品について、備品の実態調査を行った。その結果、備品登録されていたものの多くが「個々の消耗品をまとめて備品として登録」「図書館としての施設運用が出来なくなったにもかかわらず、備品として登録」等の理由により、本来は消耗品としての登録が適切であったと判断した。</p> <p>このため、これまで備品としてきたもののうち、家具・什器類の一部については平成26年3月4日付け消セ第1662号により、図書類については平成26年3月4日付け消セ第1663号により、雑品類については平成26年3月4日付け消セ第1664号により分類換え手続きを行った。</p> <p>また、移転時に備品台帳における保管場所をATC内の新しい設置場所の名称に変更しなければならないにもかかわらず、変更がなされていなかった備品については、保管場所を修正した。</p> <p>2 廃棄済みであるにもかかわらず備品台帳に残っていた「現代行法規総覧」については、平成26年1月22日付け消セ第1565号により、廃棄手続き（不用決定）を完了した。</p> <p>3 備品シールが貼付されていなかった「OA機器マルチウィンドウスキャンコンバーター」については、貼付を完了した。</p> <p>今後、資産である備品の管理については、「適正な会計事務手続きの徹底について（H24.3.31会計局通知）」に基づき、備品管理担当者が、毎年度、備品の現物と備品台帳との確認（実査）を行い、備品管理を所管する出納員は、これが適切に実施されているかを確認することで、適正な管理の確保に努める。</p>
件数	受入金額（※）										
1,195	15,531千円										
備品名称	受入金額										
現代行法規総覧	144千円										

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																		
東大阪子ども家庭センター	<p>大阪府東大阪子ども家庭センター（以下「同センター」という。）における備品の管理事務において、現物の管理状況を確認したところ、以下の不適切な事例があった。</p> <p>1 監査時に備品出納簿に記載された以下の物品（テレビ6台）について現物との照合を実施しようとしたところ、2階準備室で5台が保管されていたが、備品出納簿と照合可能なラベルが貼付されておらず、備品出納簿との対応関係が不明であった。（同センターによる監査後の調査の結果、残りの1台は視聴覚室で使用中的のものであることがわかり、2階準備室の5台を含め、備品出納簿と現物の対応関係は判明した。） また、2階準備室の5台は、明らかに使用に耐えない状態で処分が必要と考えられるものであった。</p> <table border="1" data-bbox="522 800 1495 1094"> <thead> <tr> <th>備品名</th> <th>システム上の当初受入日</th> <th>数量</th> <th>合計金額</th> <th>同センターによる監査後の調査により判明した事実</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>テレビ ※同じ種類のものではない。</td> <td>昭和56年12月 ※個々の購入日は不明</td> <td>6</td> <td>1,498千円</td> <td>うち5台は2階準備室に保管しているもの。他の1台は視聴覚室で使用中的のもの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 上記の状況が生じた要因を明らかにするため事情を聴取したところ、定期的な備品出納簿と現物との照合を実施しておらず、備品管理簿に記載された物品の現況把握と不用品の判別及び処分を怠っていた事実が判明した。</p> <p>3 監査後に同センターが備品出納簿に記載された全品の現物確認を行った結果、以下の物品については、現物が無いことが判明した。</p> <table border="1" data-bbox="528 1367 1294 1486"> <thead> <tr> <th>備品名</th> <th>受入日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>折りたたみ式プール</td> <td>昭和56年12月</td> <td>1</td> <td>108千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 また、全品の現物確認の結果、物品ではなく費用処理すべきもの（取付工事調整費257千円）や、10万円未満の少額物品であり備品として管理する必要がないもの（線材ケーブルほか多数）が備品出納簿に記載されていることが判明した。</p>	備品名	システム上の当初受入日	数量	合計金額	同センターによる監査後の調査により判明した事実	テレビ ※同じ種類のものではない。	昭和56年12月 ※個々の購入日は不明	6	1,498千円	うち5台は2階準備室に保管しているもの。他の1台は視聴覚室で使用中的のもの。	備品名	受入日	数量	金額	折りたたみ式プール	昭和56年12月	1	108千円	<p>物品の実査が行われない場合には、物品の紛失や遊休などの状況を適時に認識できなくなる懸念がある。</p> <p>現状の備品出納簿は現在の所在との乖離があるため、計画的に物品の実査を実施し、使用の必要性がない、または使用不可能であることが明らかになった場合には、速やかに不用の決定及び処分を行われたい。</p> <p>また、現物が無いもの、本来備品出納簿に登載すべきでない物品については、適宜、備品出納簿から削除されたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （物品の出納の通知及び帳簿の記載） 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。</p> <p>2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 （1）備品出納簿（様式第39号）（以下略） （物品の保管及び管理） 第82条 出納員は、物品（使用中のものを除く。）を良好な状態で保管しなければならない。</p> <p>2 物品取扱責任者は、物品（使用中のものに限る。）を良好な状態で管理しなければならない。</p> <p>第87条 知事又は第三条の規定を作成の上物品の処分に関する事務を委任された者は、使用する必要がない物品又は使用に耐えない物品で保存の必要がないものについては、不用品調書（様式第49号）を作成の上不用の決定をしなければならない。</p> <p>2 前項の規定により不用の決定をした物品は、譲渡、廃棄その他の処分をしなければならない。 （物品に関する通知） 第88条 物品管理者（本庁にあっては、課長）は、その所管に属する物品について毎年度9月30日及び3月31日現在における物品増減通知書（様式第51号）を作成し、翌月20日までに出納員を経由して会計管理者に通知しなければならない。</p>	<p>平成26年9月30日現在における物品現在高の報告に際して、物品（備品及び重要物品）の実査を行った。</p> <p>また、現に使用に耐えない物品については、不用決定し、廃棄処分するとともに、現物が無いもの、費用処理すべきもの、10万円未満の少額物品について出納簿からの削除等を行った。</p> <p>今後は、定期的に物品の実査を行い物品の適正な管理に努める。</p>
備品名	システム上の当初受入日	数量	合計金額	同センターによる監査後の調査により判明した事実																	
テレビ ※同じ種類のものではない。	昭和56年12月 ※個々の購入日は不明	6	1,498千円	うち5台は2階準備室に保管しているもの。他の1台は視聴覚室で使用中的のもの。																	
備品名	受入日	数量	金額																		
折りたたみ式プール	昭和56年12月	1	108千円																		